

# 電気事業制度及びガス事業制度の見直しに係る事前評価書

## 1. 政策の名称

供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策

## 2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 三田 紀之  
電話番号：03-3501-1746 e-mail：denki1@meti.go.jp

## 3. 評価実施時期

平成23年3月

## 4. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の目的

現在、地球温暖化対策について政府全体にて議論が行われており、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入とそれを契機とした再生可能エネルギーの導入拡大などが検討されているところである。今回の改正は、このような中で電気事業者及びガス事業者がこれらの施策に対応するための費用を適切に電気料金及びガス料金に反映し、また再生可能エネルギーによる電気が送配電ネットワークに円滑に導入される制度を整備することを目的とする。

### (2) 規制の内容

#### i. 供給約款の変更のための新たな手続類型の創設

再生可能エネルギー促進付加金<sup>1</sup>や石油石炭税等の他の法律の規定に基づき、一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が支払うべき費用で、当該事業者の能率的経営による対処が著しく困難な費用の増加に対応して料金を引き上げる場合には、供給約款<sup>2</sup>の変更を事前届出で行うことを可能とする措置を講ずる。

この際に、変更後の供給約款の適用については、届出後の一定の留保期間（経済産業大臣が変更後の供給約款が条件に適合していると認める場合、経済産業大臣による期間の短縮が可能なもの。）を設けるとともに、経済産業大臣が必要に応じ変更命令をすることができるものとする。

#### ii. 入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手続の創設

石油石炭税等の他の法律の規定に基づく、卸供給事業者等の能率的経営による対

<sup>1</sup> 再生可能エネルギーの全量買取制度導入に伴い、電力需要家に求める負担金。

<sup>2</sup> 電気事業者又はガス事業者が、料金その他の供給条件を定めた約款。電気事業法又はガス事業法に基づき、経済産業大臣の認可又は経済産業大臣への届出が求められる。

処が困難な特定の要因により、入札に応じて落札した供給条件を変更する場合について、その供給条件の変更を事前届出で行うことを可能とする措置を講ずる。

この際に、変更後の供給条件の適用については、届出後の一定の留保期間（経済産業大臣が変更後の供給条件が条件に適合していると認める場合、経済産業大臣による期間の短縮が可能なもの。）を設けるとともに、経済産業大臣が必要に応じ変更命令をすることができるものとする。

### iii. 特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化

特定電気事業者の供給地点の軽微な変更については、許可ではなく事前届出で手続を行うことが可能となるよう合理化する。

軽微な変更後の供給地点の適用については、届出後の一定の留保期間（経済産業大臣が変更後の供給地点が条件に適合していると認める場合、経済産業省大臣による期間の短縮が可能なもの。）を設けるとともに、経済産業大臣が必要に応じ変更命令をすることができるものとする。

## （３）規制の必要性

### i. 供給約款の変更のための新たな手続類型の創設

再生可能エネルギー促進付加金や石油石炭税等の他の法律の規定に基づき、一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が支払うべき費用で、当該事業者の能率的経営による対処が著しく困難な費用の変動によって料金が変動する場合、認可による手続は負担が大きく、過剰な規制であると考えられる。そのため、電気事業及びガス事業のより健全な発達に資するべく、新たに合理的な手続を設ける必要がある。

### ii. 入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手続の創設

一般電気事業者にとって大規模な電源調達源となる卸供給については、一般電気事業の供給約款規制を敷衍する形で卸供給の供給条件を規制しているところであるが、上記の i と同様、石油石炭税等の他の法律等に基づく料金等の変動に関しては、卸供給事業者等にとっても、およそ能率的な経営による対処が可能であるとはいえない。そのため、制度的整合性を図る観点から、これまでは入札に応じて落札した供給条件については簡便な手続により変更することはできなかったが、落札により供給条件を決定した卸供給事業者等についても、能率的経営による対処が困難な特定の要因による供給条件の変更においては、一般電気事業者の供給約款の変更の手続における制度的な手当てと同様の措置を講ずる必要がある。

### iii. 特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化

特定電気事業者が供給地点を変更する場合、現在は許可が必要であるが、このうち、その変更が軽微なものの場合には、供給安定性を害するおそれ等がないことから、規制の合理化の観点から、事前届出制（留保期間付き、必要に応じ変更・中止命令）で

変更を行うことができるようにする必要がある。

#### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名称] 電気事業法、ガス事業法

[関連条項]

電気事業法 第8条（供給区域等の変更）、第19条（一般電気事業者の供給約款等）、第22条（卸供給の供給条件）、

ガス事業法 第17条（一般ガス事業者の供給約款等）

### 5. 想定される代替案

今回の電気事業制度及びガス事業制度の見直しに関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析による政策評価の検討を行う<sup>3</sup>。具体的には、①供給約款の変更のための新たな手続類型の創設、②入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手続の創設、③特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化、の3つの政策について検討を行う。

上記の論点のうち①の代替案としては、一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の能率的経営による対処が困難な事由による料金等の変動による供給約款の変更においては事後届出制とする案とする。②の代替案としては、①の代替案と同様の考え方により、卸供給事業者等の能率的経営による対処が困難な事由による料金等の変動のような供給条件（入札に応じて落札したもの）の変更においては事後届出制とする案とする。

③特定電気事業者による供給地点の軽微な変更についての手続の緩和の代替案は、供給地点の軽微な変更における手続を事後届出制とする案とする。

以上より、代替案は以下の3つとなる。（i）供給約款の変更における事後届出制の導入（ii）入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更における事後届出制の導入（iii）供給地点の軽微な変更における事後届出制の導入、の3つの案について検討を行う。

### 6. 規制の費用

（i）供給約款の変更のための新たな手続類型の創設

（1）改正案

・遵守費用（費用負担者：一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者）

一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者による能率的な経営では対処困難な事由による供給約款の変更の際に、事前届出を行う必要があり、そのための手続を行う費用がかかると考えられる。現行の認可制度に係る負担と比較すれば、事前

<sup>3</sup> 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）において、設定することが推奨されている「分析対象期間」は制度改正後1年間、「ベースライン」は現行の電気事業法、ガス事業法に基づく規制、と想定する。

の手續に要する期間が短縮されること等が想定されるため、事業者の遵守費用は軽減されると考えられる。

- ・行政費用（費用負担者：国）

一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者による能率的な経営では対処困難な事由による供給約款の変更の際の、事業者からの事前届出による、供給約款の審査等にかかる事務費用が発生すると考えられる。ただし、現行の認可制度に係る審査等の事務費用とそれほど変わらないと考えられる。

- ・その他の社会的費用（費用負担者：電気及びガスの需要家）

本制度改正を直接の起因とする追加的な負担は考えられない。（現行制度と同様）

（２）供給約款の変更手續における事後届出制の導入（代替案）

- ・遵守費用（費用負担者：一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者）

一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者による能率的な経営では対処困難な事由による供給約款の変更の際に、事後届出を行う必要があり、そのための手續を行う費用がかかると考えられる。現行の認可制度に係る負担と比較すれば、事前の行政関与が軽減されること等のため、事業者の遵守費用は軽減される（改正案と同程度）と考えられる。

- ・行政費用（費用負担者：国）

一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者による能率的な経営では対処困難な事由による供給約款の変更の際の、事業者からの事後届出による、供給約款の審査等にかかる事務費用が発生すると考えられる。ただし、現行の認可制度に係る審査等の事務費用とそれほど変わらないと考えられる。

- ・その他の社会的費用（費用負担者：電気及びガスの需要家）

電気及びガス料金の値上げの際には、供給約款の変更について認可で対処していたが、それが事後届出となることにより、経済産業大臣により供給約款が適切なものであると認められない場合、その約款が適用された後に変更命令が発せられることとなるため、需要家の利益を実際に阻害するおそれがある。（現行の認可制度、改正案（事前届出制）の場合にはない。）

（ii）入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手續の創設

（１）改正案

- ・遵守費用（費用負担者：卸供給事業者等）

卸供給事業者等による能率的な経営では対処困難な事由による料金その他の供給条件（入札に応じて落札したもの）の変更の際に、事前届出を行う必要があり、そのための手續を行う費用がかかると考えられる。現行の制度に係る負担と比較すれば、事

前の手続に要する期間が短縮されること等が想定されるため、事業者の遵守費用は軽減されると考えられる。

- ・ 行政費用（費用負担者：国）

卸供給事業者等による能率的な経営では対処困難な事由による料金その他の供給条件（入札に応じて落札したもの）の変更の際の、事業者からの事前届出による、供給条件の審査等にかかる事務費用が発生すると考えられる。ただし、現行の制度に係る審査等の事務費用とそれほど変わらないと考えられる。

- ・ その他の社会的費用（費用負担者：電気の需要家）

本制度改正を直接の起因とする追加的な負担は考えられない。（現行制度と同様）

（２）入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更における事後届出制の導入（代替案）

- ・ 遵守費用（費用負担者：卸供給事業者等）

卸供給事業者等による能率的な経営では対処困難な事由による料金その他の供給条件（入札に応じて落札したもの）の変更の際に、事後届出を行う必要があり、そのための手続を行う費用がかかると考えられる。現行の制度に係る負担と比較すれば、事前の行政関与が軽減されること等のため、事業者の遵守費用は軽減される（改正案と同程度）と考えられる。

- ・ 行政費用（費用負担者：国）

卸供給事業者等による能率的な経営では対処困難な事由による料金その他の落札後の供給条件の変更の際の、事業者からの事後届出による、供給条件の審査等にかかる事務費用が発生すると考えられる。ただし、現行の制度に係る審査等の事務費用とそれほど変わらないと考えられる。

- ・ その他の社会的費用（費用負担者：電気の需要家）

電気料金の変動の際には、料金その他の供給条件の変更については事前届出で対処していたが、それが事後届出となることにより、新たな供給条件が、経済産業大臣により供給条件が適切なものであると認められない場合、その供給条件が適用された後に変更命令が発せられることとなるため、需要家の利益を阻害するおそれがある。（現行制度、改正案（事前届出制）の場合にはない。）

（iii）特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化

（１）改正案

- ・ 遵守費用（費用負担者：特定電気事業者）

特定電気事業者によって供給地点の軽微な変更が行われる場合、事前届出制となるため、その手続のための費用がかかると考えられる。現行の許可制度に係る負担と比

較すれば、事前の手續に要する期間が短縮されること等が想定されるため、事業者の遵守費用は軽減されると考えられる。

- ・行政費用（費用負担者：国）

特定電気事業者による供給地点の軽微な変更が行われる場合、許可制ではなく事前届出制となるため、その申請処理等のための事務費用が発生すると考えられる。ただし、現行の許可制度に係る審査等の事務費用とそれほど変わらないと考えられる。

- ・その他の社会的費用

本制度改正を直接の起因とする追加的な負担は考えられない。（現行制度と同様）

（２）特定電気事業者の供給地点の軽微な変更における事後届出制の導入（代替案）

- ・遵守費用（費用負担者：特定電気事業者）

特定電気事業者によって供給地点の軽微な変更が行われる場合、事後届出制となるため、その手續のための費用がかかると考えられる。現行の許可制度に係る負担と比較すれば、事前の行政関与が軽減されること等のため、事業者の遵守費用は軽減される（改正案と同程度）と考えられる。

- ・行政費用（費用負担者：国）

特定電気事業者による供給地点の軽微な変更が行われる場合、許可制ではなく事後届出制となるため、その申請処理等のための事務費用が発生すると考えられる。ただし、現行の許可制度に係る審査等の事務費用とそれほど変わらないと考えられる。

- ・その他社会的費用（費用負担者：特定電気事業者の需要家）

特定電気事業者の供給地点の軽微な変更の手續について事後届出制となるため、電力需要が増加する場合においては、供給地点の軽微な変更の結果として十分な供給を担保できなくなる可能性があり、特定電気事業者の需要家の利益を阻害するおそれがある。（現行の許可制度、改正案（事前届出制）の場合にはない。）

## 7. 規制の便益

（i）供給約款の変更のための新たな手續類型の創設

（1）改正案

- ・一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の能率的な経営による対処の困難な事由による料金値上げ等の供給約款の変更を行う場合、認可ではなくより簡便な事前届出にて手續を行うことができる。そのため、一般電気事業者、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が、現行制度と比較して手續負担を軽減し、外生的・固定的な費用を迅速に料金へ反映することができるようになることで、電気事業及びガス事業の適切な運営に資することができる。

(2) 供給約款の変更手続における事後届出制の導入（代替案）

・事後届出制のため、改正案のような事前手続制の場合と同様、現行制度と比較して事業者の手続負担の軽減ができると考えられる。

(ii) 入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手続の創設

(1) 改正案

・卸供給事業者等の能率的な経営による対処の困難な事由による料金値上げ等の供給条件（入札に応じて落札したもの）の変更を行うことができる。そのため、現行制度と比較して卸供給事業者等の手続負担を軽減し、外生的・固定的な費用を迅速に料金へ反映することができるようになることで、卸供給事業の適切な運営に資することができる。

(2) 入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更における事後届出制の導入（代替案）

・事後届出制のため、改正案のような事前手続制の場合と同様、現行制度と比較して事業者の手続負担の軽減ができると考えられる。

(iii) 特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化

(1) 改正案

・特定電気事業者は、供給地点について軽微な変更を行おうとする場合、許可ではなくより簡便な事前届出による手続が可能であるため、現行制度と比較して手続負担を軽減することができる。

(2) 特定電気事業者の供給地点の軽微な変更における事後届出制の導入（代替案）

・事後届出制のため、改正案のような事前手続制の場合と同様、現行制度と比較して特定電気事業者の手続負担の軽減ができると考えられる。

## 8. 政策評価の結果

(i) 供給約款の変更のための新たな手続類型の創設

改正案、代替案ともに、事業者にとっては、能率的経営で対処困難な事由による料金値上げのような供給約款の変更のための手続が、認可制から届出制となることにより、現行制度と比較して負担は大きく軽減されている（便益も、改正案、代替案の方が現行制度よりも大きくなる）。一方、代替案については、事後届出制となっているため需要家の利益を阻害するおそれが生ずる。このため、両案を比較すると改正案の方がより適切であるといえる。

(ii) 入札に応じて落札した卸供給の供給条件の変更のための新たな手続の創設

改正案、代替案ともに、事業者にとっては、能率的経営で対処困難な事由による料金値上げなどの供給条件の変更のための手続が、より簡易な届出制となることにより、

現行制度と比較して負担は大きく軽減されている（便益も、改正案、代替案の方が現行制度よりも大きくなる）。一方、代替案については、事後届出制となっているため最終的に需要家の利益を阻害するおそれが生ずる。このため、両案を比較すると改正案の方がより適切であるといえる。

### （iii）特定電気事業者の供給地点の軽微な変更についての手続の合理化

改正案、代替案ともに、事業者にとっては、供給地点の軽微な変更のための手続が、許可制から届出制となったことにより、現行制度と比較して負担は大きく軽減されている（便益も、改正案、代替案の方が現行制度よりも大きくなる）。一方、代替案については、事後届出制となっているため、前述のとおり需要家の利益を阻害するおそれが生ずる。このため、両案を比較すると改正案の方がより適切であるといえる。

以上、（i）～（iii）において全ての案について費用便益分析の結果、改正案の方が代替案よりも適切であると、考えられる。

そのため、今回の電気事業制度及びガス事業制度の見直しにおける各政策による規制は、妥当なものであると考えられる。

## 9. 有識者の見解その他の関連事項

2010年11月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会にて、電気事業政策の現状と検討課題そして今後の検討の進め方について議論された後、詳細な制度設計について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会において、有識者で議論した。そして、その取りまとめ結果が2011年1月下旬に開催された電気事業分科会において報告されたところである。

## 10. レビューを行う時期又は条件

本規制について、施行後3年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 11. 備考